

# R3沖縄建設産業グローバル化支援業務委託 委託仕様書

## 1 業務名

R3沖縄建設産業グローバル化支援業務委託

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

## 3 委託料の上限額

委託料の上限額は、7,032,300円(消費税及び地方消費税(10%)を含む)とする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

## 4 業務目的

沖縄県では、島しょ性・亜熱帯性などの地域特性に対応した沖縄の建設技術等を海外に販売・展開する県内建設関連企業等(以下 県内企業等)を支援するため平成25年度から「沖縄建設産業グローバル化推進事業(以下 本事業)」に取り組んでおり、公募にて選定した県内企業等(以下 モデル企業)へ海外市場調査等に係る経費の一部を補助するとともに、有識者にて組織している「沖縄建設産業グローバル化推進委員会(以下 委員会)」を開催し、モデル企業の取組等への助言等の支援を行っている。

今年度は、事業の最終年度であることから、本事業の総括として平成25年度からの取組の評価及び成果の取りまとめを行うとともに、本県の建設産業における海外展開などグローバル化の現状と課題、今後の展開方針等について整理を行う。

また、本事業の総括により得られた情報・結果を踏まえ、海外展開に関するガイドブック等を作成し県内企業等に向け情報発信を行い、海外展開の取組に関する機運醸成・普及促進を図る。

本業務は、委員会運営の補助と、本事業の総括、ガイドブック等の作成を行うものである。

## 5 委託内容

本業務の内容は以下のとおりである。

### (1)委員会運営の補助

本業務においては、委員会運営に関する補助を行う。委員会の概要、本業務における実施内容は以下の通りである。

### ①委員会の概要

開催回数:2回/年度(3時間程度/回)

開催月:11月、2月 ※開催月は委員の予定等により変更となる可能性がある。

開催方法:対面方式とオンライン方式の併用

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更となる可能性がある。

委員数:6人(県内委員3人、県外委員(東京在住)2人、庁内委員1人)

モデル企業数:1企業グループ

### ②委員会開催に向けた準備、当日の対応等

- ・対面方式においては、会場規模、配席などについて沖縄県と協議を行うこと。委員会は「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等ガイドライン」に基づき開催する。
- ・委員会開催に伴う会場の手配、会場設営、必要機器等の準備、借り上げ費用等の支払いを行うこと。
- ・オンライン活用におけるシステムの準備等を行うこと。
- ・議事録の作成を行うこと。
- ・その他、円滑な委員会運営が行えるよう準備、モデル企業への周知等行うこと。

### ③委員への報酬費、旅費交通費の支払い

## (2)本事業の総括

平成25年度から取り組んでいる本事業の総括として、事業の成果(受注状況、海外展開の取組を行う上での成功例・失敗例、海外展開の取組を行う上での障壁など)及び事業の評価を行う。平成25年度以降のモデル企業等を対象に情報収集し、本事業スキームの検証や、海外展開の取組における障壁の把握、今後の展開方針(案)などの整理を行う。

本内容は、企画提案の対象業務である。実施内容については以下の項目を含むものとする。

### ①情報収集整理

- ・本事業の過年度成果品(平成25年度から令和2年度)から必要な情報の収集整理を行うこと。
- ・本事業に参加したモデル企業から必要な情報の収集整理を行うこと。
- ・その他、必要な情報について収集整理を行うこと。

### ②事業成果のとりまとめ及び事業の評価

- ・上記①の整理結果を踏まえ、事業の成果のとりまとめを行い、事業の評価を行うこと。

### ③県内建設産業のグローバル化に関する整理

- ・本県の建設産業における海外展開などグローバル化の現状と課題、今後の展開方

針(案)などについて整理を行うこと。

### (3)ガイドブック等の作成

本業務においては、県内企業等が海外展開の取組を始める上で参考となるガイドブック等を作成するものである。作成においては、上記「(2)本事業の総括」で把握した情報・結果を踏まえ作成するものとする。

本内容は、企画提案の対象業務である。実施内容については以下の項目を含むものとする。

#### ①ガイドブック等のコンセプト・構成(案)の検討

#### ②情報収集整理

- ・海外展開に関する国やJICA等の既往資料から必要な情報の収集整理を行うこと。
- ・国内外に情報発信できる県内のインフラ施設等を抽出(50件程度)し、その概要や特徴、歴史的背景、技術的アピール点などを整理する。(ただし、視察可能なインフラ施設等を対象とする。)

#### ③(仮称)編集会議の開催(2時間程度/回、3回程度)

- ・会議メンバーは5名程度を想定しており、本事業に参加したモデル企業等、海外展開の実務に従事した者を中心に選定すること。※会議メンバーについては、沖縄県と協議を行い決定すること。
- ・会議メンバーへの就任依頼、日程調整等を行うこと。
- ・会議の資料作成、運営を行うこと。
- ・会議開催に伴う会場の手配、会場設営、必要機器等の準備、借り上げ費用等の支払いを行うこと。
- ・議事録の作成を行うこと。
- ・会議メンバーへの報酬費、旅費交通費の支払いを行うこと。

#### ④ガイドブックの作成

- ・内容は国内で実施する取組(情報収集や市場調査の準備など)と、海外で行う取組(市場調査やネットワーク形成など)とする。

#### ⑤パンフレットの作成

- ・内容は本事業のスキーム・概要、モデル企業の紹介、委員会の紹介を基本構成とする。

#### ⑥印刷製本

- ・ガイドブックはA4見開きの冊子で、ページ数20ページ程度を400部(カラー印刷)を想定している。
- ・パンフレットはA4見開きで10ページ程度を400部(カラー印刷)を想定している。

#### (4)発注者との打合せ

本業務における発注者(沖縄県土木総務課)との打合せは5回以上とする。

## 6 企画提案の内容

本委託仕様書『5委託内容「(2)本事業の総括」「(3)ガイドブックの作成」について、以下の目的を踏まえ企画提案を行うこと。

### ○「本事業の総括」の目的

目的①:平成25年度から取り組んでいる本事業の成果のとりまとめ及び本事業の評価を行う。

目的②:モデル企業の海外展開の取組について、受注機会の面の他、企業の経営面や人材育成・確保の面など幅広い視点で評価する。

目的③:県内建設産業のグローバル化の現状と課題、今後の展開方針(案)について整理を行い、次年度以降の取組につなげる。

### ○「ガイドブックの作成」の目的

目的①:モデル企業の取組を本事業の成果として整理・発信する。

・ガイドブックは、国内で実施する取組(情報収集や市場調査の準備など)と、海外で行う取組(市場調査やネットワーク形成など)を想定

目的②:当該成果等を活用して、県内建設企業の経営者や技術者等の海外展開の取組に向けた機運醸成を図るため、海外展開の有益性、沖縄の強み、ノウハウ等について普及促進を図る。

目的③:機運醸成・普及促進により、海外展開を経営戦略の一つとして位置付ける企業数の増加や海外展開を担う人材の育成を図る。

### ○企画提案テーマ

(1)本事業の総括として、事業の評価を行う上での評価項目、評価方法について提案を行い、その設定理由を述べること。また、実施する上での留意点(問題点、懸念事項)について述べること。

(2)ガイドブックの目的①～③の達成に向けて、より効果的で実効性のあるガイドブックの構成・内容及び複数の活用方法を提案すること。また、実施する上での留意点(問題点、懸念事項)について述べること。

## 7 成果品

本業務における成果品は委託業務契約書に定める提出書類の他、次のとおりとする。

(1) 報告書

- ・くるみ製本(A4版カラー): 25部
- ・キングファイル製本(A4版カラー): 2部

(2) ガイドブック・パンフレット

- ・ガイドブック(A4版カラー): 400部
- ・パンフレット(A4版カラー): 400部

(3) 当該業務に係るPDFデータ等

- ・CD: 1部

## 8 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県土木建築部土木総務課に帰属する。ただし、本契約業務実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

## 9 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、下記(3)に定める「簡易な業務」以外の業務内容については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただしこれにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる扱いを行う場合がある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

「簡易な業務」

- ① 資料の収集整理
- ② 複写、印刷、製本
- ③ 原稿、データの入力
- ④ その他、上記以外に簡易な業務がある場合は県と別途協議を行うこと。

## 10 その他

本特記仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については発注者と協議の上決定をする。